



独禁法から考える知的財産権

第3回 標準化・パテントプールと独禁法 ～カルテルか、競争か？～

標準化活動やパテントプールは、競争を促進し消費者にメリットをもたらすことが期待される取り組みですが、反競争的なものへ転化してしまわないよう留意することが求められます。独占禁止法の基本的な検討枠組みに沿って具体的に事案を分析し、問題点を整理することが重要です。

九州大学法学部 准教授（経済法）・平山法律事務所 代表弁護士 平山 賢太郎

はじめに

標準化活動やパテントプールは、特に通信・電気業界における知財戦略において中核的な位置を占めており、わが国の産業競争力増強の観点からも重要であるといわれてきました。しかし、標準化活動やパテントプール運営に関与する際には、それらがカルテル等の反競争的な取り組みへ転化してしまうことのないよう留意することも重要です。

そこで今回は、標準化活動やパテントプールについて独占禁止法（独禁法）の観点から検討することとします。

公取委ガイドラインにおける「標準化活動」

公正取引委員会（公取委）「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（平成17年6月制定。以下、「考え方」）は、標準化活動について「製品の仕様・性能等を共通化するなどにより参加者の事業活動に一定の制限を課すものであるが、一方で、製品間の互換性が確保されることなどから、当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げや需要の拡大が図れるとともに、消費者の利便性の向上に資する面もある」と述べ、標準化活動に伴うパテントプールについても「複雑な権利関係の処理を効率化し、ライセンス料を調整して高額化を回避することを容易にし得るなど、規格を採用した製品の開発・普及を促進するための有効な手段として、競争促進的に機能し得る」と好意的な評価を示しています（第2-2、第3-1(1)）。

ただし、「標準化活動」の定義や「考え方」の適用範囲に注意する必要があります。「考え方」は「標準化活動」を「情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、新製品の市場を迅速に立ち上げ、需要の拡大を図るため、異なる機種間の情報伝達方式や接続方法などについて規格を策定し、広く普及させる必要性が高く、関連する事業者が共同で規格を策定し、広く普及を進める活動（以下「標準化活動」という。）

が行われている」と定義し、基本的には「多数の競争事業者が活動を公開し共同で規格を策定し、広く普及を進める活動」についての考え方を示しています（第1、第2-1。傍点引用者）。

つまり「考え方」は、市場創出や需要拡大およびそのための互換性確保という正当化理由を見いだすことのできる取り組みを念頭におきながら「標準化活動」についての考え方を示しており、上記の意味における正当化理由を見いだすことのできない取り組みを、事実上、検討対象から外しています。なお、活動の初期において少数の事業者が秘密裏に研究開発を進める場合もありますが、この場合には、活動を公開して広く参加者からの技術提案を求め、参加者間の調整を行う段階に至って初めて「考え方」が適用されます（西村元宏「標準化活動に係る独占禁止法上の問題点についての考察(上)」公正取引659号（平成17年）p.41）。

上記の意味における正当化理由を見いだすことのできない標準化の取り組みに対しては、将来にわたって深刻な競争阻害効果をもたらす危険性があることを指摘しなければなりません。標準の策定は、その実施に必須の特許（技術）を選択することを意味し、それゆえ、複数の競争技術のなかから“チャンピオン”技術を選択するという技術制限カルテルの側面を持っているからです（根岸哲「標準必須特許の権利行使とEU競争法」公正取引781号（平成27年）p.62）。欧州委員会も、競争者間で行われる標準化活動について①価格競争を減少または消滅させる、②競合技術が参入障壁に直面し市場から排除される、③必須特許権者によるライセンス拒絶が製品市場への参入障壁となる——などの懸念を列挙しています（欧州委員会・水平的協定ガイドライン264～269項。参照、拙稿「標準規格策定と知的財産権行使に関する欧州委員会の新ルール」NBL949号（平成23年）p.48）。

標準化活動は、標準化活動が潜在的に有する反競争性を十分に意識したうえで、これを打ち消す正当化理由を確保するよう留意しながら行われることが重要です。

パテントプールにおける「必須特許」「非必須特許」

(1) 標準化活動に伴うパテントプール

パテントプールにはさまざまなものがありますが、まずは標準化活動に伴うものについてみることにします。

「考え方」は、「標準化活動を通じて規格が策定された後に、当該活動に参加した事業者が中心となって規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用する」場合、「パテントプールを形成する主体は標準化活動の参加者とは異なる場合があり、競争に及ぼす影響も規格の策定とは異なる」ので適法性を別途検討する必要があると述べています（第3-1）。

(2) 非必須特許を含むパテントプール

標準化活動に伴うパテントプールが技術市場（ライセンス取引等）に与える影響について、「考え方」は「パテントプールに含まれる特許の性質に関して独占禁止法上の問題が生じることを確実に避ける観点からは、パテントプールに含まれる特許は必須特許に限られることが必要である」と述べ、その理由として、「パテントプールが必須特許のみにより構成される場合には、これらすべての特許は規格で規定される機能及び効用を実現する上で補完的な関係に立つことから、ライセンス条件が一定に定められても、これらの特許間の競争が制限されるおそれはない」と説明しています（第3-2(1)ア）。なお、「必須」には技術必須に加えて商業必須（技術的に回避可能であってもそのための選択肢が費用・性能等の観点から実質的には選択できないことが明らかなもの）も含まれます。

わが国では、上記の「パテントプールに含まれる特許は必須特許に限られることが必要である」という記述が目されているためか、非必須特許を含むパテントプールを組成することは許されないといわれることがあります。しかし、当該記述は「独占禁止法上の問題が生じることを確実に避ける観点」によるものにすぎず、非必須特許を含むパテントプールの組成を一概に否定するものではありません。

「考え方」は、非必須特許を含むパテントプールについて、それに含まれた非必須特許と競争関係にある代替特許の特許権者が容易にライセンス先を見いだすことができなくなる場合などに独禁法上の問題を生じるおそれがあると述べています（第3-2(1)イ）。これは、いわゆる競争者排除の観点から独禁法上の問題点を指摘するものです。

非必須特許を含むパテントプールは、必須特許と非必須特許をいわゆる「抱き合わせ」の方法により提供するものであるといえますので、抱き合わせについて一般に論じられるように、不正手段や自由競争基盤侵害（優越的地位濫用）の観点からも分析を行う必要があるでしょう（なお、公取委の知財関連ガイドラインが優越的地位濫用や不正手段の観点からの具体的な検討を避けていることは、本連載第2回においてご説明したとおりです）。中国当局は、クアルコムに対する制裁金賦課決定（2015年）において、同社によるライセンスにおける必須特許と非必須特許の抱き合わせを不当に高額なロイヤルティ徴収行為であると認定しましたが、これは、わが国独禁法の優越的地位濫用に相当する考え方に基づくものであると考えられます。

非必須特許を含むパテントプールではこれらの懸念が生じ得ますので、「考え方」は、ライセンシーとなる者が「パテントプールに含まれる特許の中から必要な特許のみを選択してライセンスを受けることが可能か」否かを勘案するとしています（第3-2(1)イ）。非必須特許のライセンスを受けず必須特許のみライセンスを受けるライセンシーに対するライセンス料を減額することも、「考え方」に明記されてはいないものの、懸念を低減するため重要です（参照、欧州委員会・技術移転契約一括適用免除ガイドライン（2014年）264項(d)）。

(3) 必須性認定を巡る差別的取り扱い

ところで、「必須性」は、特許権者が必須宣言をしているのみでは足りず、客観的に必須であることが必要です。必須性認定は、「考え方」によれば「独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは」「恣意的な判断を避けるため、パテントプールに参加する事業者から独立した専門的な知識を持った第三者が行うことが必要」とされており（第2-2(1)ア）。なお、「専門的な知識」は、パブリックコメント手続きの後に「考え方」成案に加えられました。欧州委員会も、技術移転契約一括適用免除ガイドライン（2014年）においてその重要性に言及し、標準必須特許に関する公表文（2017年）において標準化団体における必須性認定の厳格化を提言しています。

しかし、標準化団体やパテントプール運営者が独立の第三者を起用して必須性の検証を行うに際して、先端的な技術分野について専門的な知識を有し、かつ、いずれの必須宣言特許権者とも利害関係を有しない、という条件を満たす特許事

務所等を見いだすことには困難を伴うかもしれません。

この問題は、特許事務所内の情報隔離措置等によって解決されることも多いと期待されますが、標準化団体やパテントプール運営者は、必須性認定作業において必須特許宣言者の一部を不利に取り扱い、共同行為や事業者団体における不当な差別的取り扱い等の禁止（不公正な取引方法（いわゆる一般指定）5項）に違反することのないよう、留意が必要です。

パテントプールを通じた競争者排除

（1）競争者排除につながる行為

パテントプールが、既存競争者排除や新規参入阻止など他者排除につながる方法で運営される場合には、独禁法の観点から問題を生じます。問題となり得る典型的な行為には①新規参入者に対するライセンス拒絶や②差別的ライセンス料設定がありますので、順にみていくことにしましょう。

（2）新規参入者に対する特許ライセンス拒絶

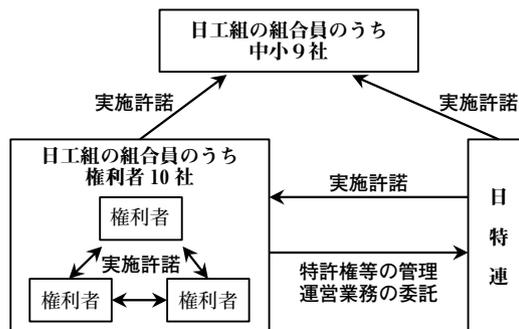
パテントプールおよびその参加者（特許権者）が新規参入者に対するライセンスを拒絶して、新規参入者が参入を阻止されるなどの反競争効果に至る場合には、競争者間の共同供給拒絶（独禁法2条9項1号）、排除型私的独占（独禁法3条前段）等の観点から問題が生じます。公取委先例として、パチンコ機製造特許プール事件（三共ほか10名に対する件・公取委勧告審決平成9年8月6日）があります。

パチンコ機製造に係る業界では、日本遊技機特許運営連盟（日特連）が、①パチンコ機製造から撤退した事業者等から特許を取得して日本遊技機工業組合（日工組）の組合員（メーカー19社）にライセンスするほか、②組合員のうち特許権者であるメーカー10社から委託を受けて組合員へのライセンスに係る管理運営業務（ライセンス料徴収等）を行う、というスキームが構築されていました。

その後、回胴式遊技機メーカー（非組合員）がパチンコ機メーカー（日工組の組合員）の株式を買収してパチンコ機製造に参入するという動きを受け、日工組の組合員かつ特許権者であるパチンコ機メーカーらは、日特連と協議し、ライセンスの営業状態や企業構成が変化した場合には特許権者の承認を得ない限りライセンス契約が失効する旨の契約条項を設けるなどの措置を講じました。そのうえで、日工組の組合

員かつ特許権者であるメーカーらは、前記回胴式遊技機メーカーが買収しようとしたパチンコ機メーカーに対するライセンス契約の更新を拒絶しました（以上の経緯は田中悟・林秀弥『パチンコ機特許プール事件』再考』社会科学研究61巻2号（平成12年）pp.135～162に詳しく説明されています）。

図1 パチンコ機製造に係る特許ライセンススキーム



公取委は、当該ライセンス拒絶行為は新規参入者を不当に排除しパチンコ機製造市場における競争を実質的に制限するものであって私的独占に該当するとして、特許権者であるメーカーらに排除措置を命じました。

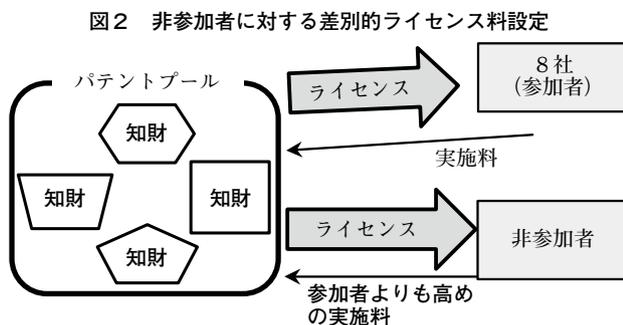
この事例は、特許権者らが共同して（条文上は「結合及び通謀」して）新規参入者を排除し、その手段としてライセンス拒絶や更新拒絶が用いられたという重要な先例です。また、新規参入の動きが生じたタイミングで参入阻止策があらたに策定されたことが、不当な参入阻止目的に基づく人為的な（正常な競争手段の範囲を逸脱する）競争者排除行為を認定するために、また被疑事業者から主張され得る正当化理由を否定するために、重要であったといえます（なお、新規参入の動きに対応して立案され実行された対抗策が独禁法違反とされた先例には、北海道新聞社に対する件・公取委同意審決平成12年2月28日があります）。

（3）アウトサイダーに対する差別的ライセンス料設定

パテントプールによる新規参入者等の排除事例として検討すべき行為には、ライセンス拒絶のほか、非参加者に対する差別的な（高額の）ライセンス料設定があります。後者は、ライセンス拒絶に比して排除効果が軽微にとどまることが通常ですし、正当化理由を見いだすことができる事例も多いといえますので、具体的事情を踏まえて検討することが重要で

す。具体例として、近時の公取委事前相談事例（平成27年度相談事例集事例4）をみることにしましょう。

上記相談事例によれば、「医療用機械A」の共同研究開発を行ってきた8社がそれぞれ知的財産権を取得したので、共同してパテントプールを組成し「医療用機械Aの事業化に必要な」知的財産権を共同で管理することを検討しています。このパテントプールによる知的財産権ライセンスは非参加者（8社以外の者）にも開放しますが、参加者による共同研究開発への貢献実績を考慮して、非参加者には参加者よりも高めのライセンス料を設定することを計画しているとのこと。なお、「医療用機械A」の実用化に向けた共同研究開発は8社以外の事業者も行っており、すでに実用化へ向けた試験段階に到達している先行グループが存在します。



公取委は、これに対し独禁法上問題ない旨回答しました。

本件は、主に差別対価（一般指定3項）該当性の問題として、また「考え方」に示されている「特段の合理的な理由なく、特定の事業者のみ……ライセンス料を著しく高くする……ことは、差別を受ける事業者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼす場合には独占禁止法上問題となるおそれがある」〈第3-3(1)〉旨の考え方も参照しながら検討することとなります。なお、「考え方」の当該記述は、反競争効果（「直接かつ重大な影響」）および正当化理由（「特段の合理的な理由」）という、基本的な独禁法事案分析手法に沿うものであるといえます。

公取委回答は、まず、非参加者への影響について、本件が標準化に伴うパテントプールではないことや、「8社よりも先行している共同研究開発があること」など、非参加者に対する影響（「医療用機械A」市場への参入を阻害する効果）が軽微であることをうかがわせる事情を列挙しています。非

参加者が他の共同研究開発グループから（著しく高額ではないライセンス料によって）ライセンスを受けることができるのであれば、上記のとおり考えてよいといえるでしょう。

また、公取委回答は、正当化理由に関する事情について、「共同研究開発への貢献実績の有無を考慮」してライセンス料に差異を設けることには合理的理由があると述べています。これは、正当化理由のうち主に正当目的の観点から妥当な判断であるといえます。しかし、ライセンス料が著しく高い水準に設定され、非参加者が医療用機械A市場への参入を断念せざるを得ない場合には、知的財産権を開放するという説明の妥当性に疑問が生じ、手段の相当性（正当目的との均衡）についても疑義を生じることとなりそうです。

なお、この事例とは対照的に、事業者団体が、（知的財産権ライセンスではありませんが）補修工事の工法に関する技術指導の指導料について、非会員や入会後間もない会員にその他の会員より大幅に高い料金を設定することは独禁法上問題となるおそれがあるとされた相談事例があります（平成24年度相談事例集事例8）。競争者排除効果や正当化理由の観点から、二つの事例を比較検討してみるとよいでしょう。

今回のまとめ

標準化活動やパテントプールは、競争促進効果が発揮されるように運営されることが重要です。公取委の「考え方」はそのための重要な指針であるといえますが、解釈に悩む場合には、本稿においてご紹介したように、まずは独禁法の基本的な検討枠組みに立ち返って分析することが必要であり、各国当局のガイドラインや公取委相談事例集を参照することも重要です。

ひらやま けんたろう

公取委に3年間勤務し、特許権濫用事件・国際カルテル事件等の主任審査担当官を務めた独禁法専門弁護士。Chambers Asiaその他の国際ランキングにおいて、日本を代表する独禁法弁護士の一人として紹介されている。

独禁法（経済法）専攻の専任教員として、2018年10月に九州大学法学部准教授に着任。弁護士および公取委職員として知的財産権濫用事件に深く関与した経験を生かし、実務と研究の懸け橋となるべく研究活動を展開している。

日弁連独禁改正問題ワーキンググループ委員、第二東京弁護士会経済法研究会副代表幹事、東京大学比較法政研究センター外国競争法事例研究会幹事、日本ライセンス協会理事および同協会独禁法ワーキンググループリーダー。